

2024年 市長立候補予定者への公開質問状の記述回答

2024.6.26

立候補者名	1. 男女共同参画政策に関する選挙公約・マニフェストについて	2. 新座市の男女共同参画行政について	3. 女性の登用について		4. 「男女共同参画推進プラザ」の再設置について	
			①	②		
並木まさる氏 ★1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 審議会、附属機関の女性委員割合50%以上</li> <li>・ 市の課長級以上の女性割合50%以上</li> <li>・ 市男性職員の育児休業取得率85%以上</li> </ul>	<p>★2 新座市は、平成6年に男女共同参画プランを制定して以降、平成12年には全国で4番目、県内では初となる男女共同参画推進条例を制定するなど、男女共同参画社会の実現に向けた取組を先駆けて行ってまいりました。</p> <p>男女共同参画社会の更なる推進には、今後も市が掲げる男女平等の理念を積極的に周知していく必要があると考えますので、引き続き様々な事業を通じて、男女共同参画社会の実現に努めてまいります。</p>	★3	<p>① 公約に掲げた②審議会、附属機関の女性委員及び市役所における課長級以上の女性管盧植の割合を50%以上とすること、また、男性職員の育児休業取得率85%以上にすることの実現に向け、引き続き努力してまいります。</p> <p>② 防災対応については、どなたにとっても安心、安全なものとなるよう、様々な視点による意見を幅広くお聴きする必要があると考えております。防災関連の計画や施策を策定、見直しする際には、性別に偏りなく御意見を頂けるよう配慮してまいります。また、地域における防災活動の中心的な役割を果たす消防団や自主防災会に参加する女性が更に増加するよう働きかけてまいります。</p>	★4	<p>男女共同参画社会の更なる進展には、今後も様々な施策を推進する必要があると認識しておりますが、男女共同参画推進プラザが未整備であることが、推進の妨げになるとは考えておりません。</p>
工藤かおる氏 ★1	<p>男女の賃金格差を是正するとともに、女性が働く介護、福祉などケア労働者の待遇を改善します。</p> <p>選択的夫婦別姓制度、LGBT平等法を実現し、多様性が尊重されるジェンダー平等社会を目指します。</p>	<p>★2 男女共同参画は「人権」の問題と捉えています。男女の賃金格差、とりわけ「女性の多いケア労働者の待遇を改善していくことが重要です。又、DVなど暴力を根絶し、困難を抱えた方への支援充実、市民への啓発を促進します。又、女性トイレに生理用ナプキンを配置するなど実現したいと考えます。</p>	★3	<p>① 新座市の副課長級以上に占める女性割合はR3、36.1%、R5は40.1%に上がってきています。さらに比率を上げていくには仕事と育児の両立をやすく、又ずっと働き続けられる支援の充実を図ることが求められます。審議会についてはR4年度、埼玉県39.6%に対し、新座市は35.2%となっています。更なる登用を促進します。</p> <p>② 災害時、安心して避難所での生活を送るため、男女のニーズの違いや個別の支援が必要な妊婦への配慮など男女共同参画の視点にたった防災対策を進めるとともに政策方針の立案過程でも女性の参画を促進すべき。</p>	★4	<p>男女共同参画事業を推進し、相談、事業、情報発信をすすめる拠点として設置すべきです。又、DV被害者など困難を抱える女性のための住居なども必要と考えます。</p>

2024年 市長立候補予定者への公開質問状の記述回答

2024.6.26

5. 「配偶者暴力相談支援センター事業」の充実について	6. 女性支援法について	7. 新座市の学校・保育所・幼稚園等におけるジェンダー平等教育について	8. パートナーシップ制度について	9. ジェンダー平等について
<p>★5 配偶者暴力相談センターについては、DVの被害に遭われている方への支援を目的に、令和6年4月に開設いたしました。まずは被害に遭われている方への支援を優先し、御質問にあるジェンダー学やフェミニストセラピー等の専門家を正規職員として登用すること等については、今後の課題として取り組んでまいります。</p>	<p>★6 困難な問題を抱える女性は年々増加していることから、住民に最も身近な自治体として、支援の必要性を認識しております。埼玉県が、令和6年4月に基本計画を策定しましたので、まずは県との連携を密にし、その中で市として実施可能な支援を積極的に行ってまいります。</p>	<p>★7 御質問にありますとおり、DVと児童虐待には密接な関係があり、包括的な対応が必要であると認識しております。対策の一つとして、国連教育科学文化機関（UNESCO）が定めた国際セクシャリティガイダンスに基づく包括的性教育の導入が推奨されていますが、導入につきましては、今後の社会動向や他自治体の導入状況等を、教育委員会と共に調査研究してまいります。</p>	<p>★8 新座市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度につきましては、多様性を認め合い、誰もが自分らしく生きることができる社会の実現に寄与する制度であると認識しております。令和6年4月には、新座市を含め県内62市町村が連携協定を締結し、制度利用者の転居の際の手続きが簡略化されました。今後もこの制度がより利便性の高い制度となるよう努めるとともに、引き続き制度を周知し、一人一人の人権が尊重される社会を実現してまいります。</p>	<p>★9 人口減少社会が進展する中、より活力のある社会を構築していくためには、誰もが自分らしく生きることができる社会を実現していく必要があります。そのためには、これまで当り前のものとして浸透していた「男らしさ」「女らしさ」等の固定観念に縛られることなく、性別にとられない、一人一人の個性や生き方を尊重した、ジェンダー平等社会の実現が必要になります。今後も引き続き、ジェンダー平等に配慮した社会の実現に向けた様々な施策を積極的に推進してまいります。</p>
<p>★5 他市でも臨床心理士、カウンセラーなど配置されています。専門的支援の充実のためにも必要です。又、職員に対しても研修は専門性を高めるために必要。全国では女性相談員のなり手不足している報道もあり、正規職員として安定した雇用すべきです。</p>	<p>★6 女性支援法は、困難を抱える女性が意思を尊重されながら最適な支援を受けられ、「人権の擁護」と「男女平等の実現」に資することが基本理念に掲げられました。行政のみでは行き届きにくい支援活動をしている民間団体との対等な立場での協働も重視されており、この理念を元に施策を充実させていくべき。そのために特に婦人相談員の待遇を良くして、人材を増やしていく取り組みが喫緊の課題であると考えています。</p>	<p>★7 子どもたちはインターネットが普及し、ゆがんだ性の情報にさらされています。「性は人権」の立場で、互いの性を尊重する人間関係を目指す教育が必要です。生殖や妊娠についての知識の教育だけでなく、性交、避妊、ジェンダー、人権、多様性、性暴力の防止などを学ぶ機会を確保します。</p>	<p>★8 パートナーシップ制度は婚姻で認められている「法律上の権利」がなく、同性カップルの尊厳が傷つけられています。早急な法整備が必要ですが、実現までの間は市レベルでの制度の拡充を求めます。</p>	<p>★9 日本はジェンダーギャップ指数145ヶ国中125位、ジェンダー後進国です。特に政治分野、経済分野がおくれています。男女の賃金格差の是正が必要です。「市民の声が政治に届く、届くと社会はかわる」ことを体感できる市政を実現します。</p>